

保守主義の政治論理に對する一つの批判

——蠟山教授の「民主主義の辯證法」について——

田 畑 忍

(一)

蠟山政道教授が「中央公論」(一月號)で取り扱われた「民主主義の辯證法」と言う論文の批判をするのがこの論稿の目的である。

もちろん私は、蠟山教授が、民主主義の辯證法に着眼されたこと自體を、すこしもまちがつてはいない、と考へてゐる。然し問題は言うまでもなく、教授が其の課題通りに正しく民主主義の辯證法的把握に成功されたか、どうかにある。而かも私は、教授の企圖が完全に失敗に終つてゐると見ざるを得ない。而して其の失敗の原因は、色眼鏡をかけた其の政治論理の反民主主義性と非辯證法性にあると言わざるを得ないのである。以下順を追つて、かくの如き教授の政治論理を検討することにする。

(二)

教授の論文は、第一章『新しい「公けのおきて」としての民主主義』から始つてゐる。

先づ、教授は「帝國憲法」と「教育勅語」の二つが、これまでの我が國に於ける『深い相互連關をもつた、政治

的、社會的、道德的、教育的な「公けのおきて」であつた」と言い、それが崩壊して『そこに必然的に生ずる國民の思想的精神的空虚を充たすものとして、民主主義を基調とする「日本國憲法」と「教育基本法」とが、占領軍の指令または指導の下にもたらされた』と主張される。だが、この考察は、すこぶる不正確であると言わねばならない。

先づ第一に、「帝國憲法」は「公けのおきて」ではあるが、「教育勅語」は同様の「公けのおきて」ではない。「教育勅語」の規範性は他の表現をもつてすべきであつて、「帝國憲法」と並べて、これを同種の「公けのおきて」と言われるべきものではない。第二に、「日本國憲法」及び「教育基本法」は、『國民の思想的、精神的空虚を充たすものとして』制定されたものではない。即ち「帝國憲法」の改正の結果として、「日本國憲法」が制定されたのであり、また「日本國憲法」制定の結果として「教育基本法」が制定されたのである。第三に教授は、これらのものは、『占領軍の指令または指導の下にもたらされた』と單純に考へられているが、實はそれは「ポツダム宣言」受諾の結果もたらされたものであつて、日本國もまた占領軍もこの「ポツダム宣言」中にある日本の民主主義化と言う特殊的國際法に忠實に従つただけである、と言わねばならない。

教授はまた、「帝國憲法」及び「教育勅語」は、「公けのおきて」として受容されていたが、『民主主義を基調とする「日本國憲法」及び「教育基本法」』は、「公けのおきて」としては、今日の日本に受容されていない、と主張される。其の理由として、『國民多數の支持を得て政權を握つてゐる自民黨内閣は、公然とこの憲法改正を企圖している』のみならず、すでに『教育基本法に對しても部分的にはあるが、その根幹をなしている政治教育に對してはさき「二法律」が制定され』るにいたつたからだ、と主張されるのである。

然し、この教育二法律によつて、「教育基本法」と、その精神は未だ決して破壊されてはいない。もちろん自由民主黨内閣が、愈々「日本國憲法」「教育基本法」及び其の他の進歩的立法の改悪又は破壊を企圖していることは事實である。而して其の謀略は極めて巧妙である。けれども自由民主黨は、『國民多數の支持を得て政權を握つてゐる』と

は言え、現に三分の二以上の議席を占めているのではないから、憲法改正を企圖する資格を備えているものと言うことはできない。故に彼等が、其の資格を有せずして憲法調査會法案などを用意し、憲法の改正（實は改悪）の準備を企圖することは、違憲の権力行爲だと言わねばならない。また三分の二以上の議席を有する場合でも、憲法の改正は許されるが、憲法の改悪は憲法の法理上許され得ない。もつとも現象的には改悪の計畫されることがあることは言うまでもない。「帝國憲法」についても、當時の軍部等によつて改悪が企圖されたことがあつた。然し改悪の意圖の存在する事實を以て、憲法又は民主主義が國民に受容されていないと斷定することは、誤謬であり輕卒である。教授も、「帝國憲法」については、右の如き改悪計畫の事實にも拘らず、それが國民に受容されていたと言われている。然るに何故「日本國憲法」は、同様の條件を以て國民に受容されていない、とされるのであるか？ 教授の理由とされているところは、實は理由にはならない。

更に教授は、『民主主義は日本にとつては外來の思想である』と、何の疑念もなく斷言されている。然し若しも民主主義が外來の思想であるとするならば、教授の展開されている思想も亦外來思想以外のものではない。更に、其の制定の史實に徴して「帝國憲法」も、同様に外來の憲法だと言うことになる。其の君主主義的國體の規定にもかかわらず、「帝國憲法」の外來的要素は相當に多いからである。否、日本にとりては、佛敎も儒敎もキリスト敎も、すべてこれ外來の教義である。然かも、これらいつさいの外來的なものが、實は日本を益してきたことを教授も否定され得ないであろう。民主主義についても全く同然である。即ち日本國民は、或いは意識的に、或いはまた無意識的に、日本と日本國民とを益するものとして、民主主義を受容してきたのである。このことは日本に民主主義的性格のあることを證據立てるものである。

すでに幕末の頃に立憲思想が導入されて、明治の新日本建設の血液となつていたことは儼然たる歴史的事實であるが、教授は、この歴史的事實を無視される。そして教授は、主觀的に、且つ世俗一部の見解にならつて、これを『他

導的であり』『占領政策として行はれたと言う事實』によると主張される。けれども、戦後のデモクラシーの導入に關しては、前にも述べた如く、すべて「ポツダム宣言」に基くのであつて、それを離れての占領政策ではない。即ちそれは、占領軍の單なる占領政策によるものではない。然かも「ポツダム宣言」の受諾は、日本の天皇の取られた政策であるのみならず、それは國民の待望に應えられたものである。且つ又、舊大日本帝國を滅亡せしめた軍閥等の反國家的・過激民族主義的な政策を排撃して樹立されたものである。故に、民主主義を『大規模且つ根本的』に取り入れて占領政策が行はれ、やがて「帝國憲法」を文字通りに改正して、「日本國憲法」を制定したことを、決して非民主主義的である、と難じることはできない。然るに教授が、これを『民主主義という思想からしても致命的な矛盾であり不安定の原因』だとされるのは、教授が民主主義に對する理解をもつてをられない證據である。

更に、その證據を強めるものとして、教授が、戦後「帝國憲法」等の『舊支配體制に代り得るものは必ずしも民主主義にかぎらない』、と主張されていることを擧げることができよう。一言にして言えば、それは日本國民の待望に基いてなされた「ポツダム宣言」の受諾に對する教授の無關心を示すものである、と言うことにもなるであろう。

『自由と平和という人間生活の普遍的な根本理念を包含する民主主義を今までその種子すら容易に育たなかつた日本の風土に育てようとするのに、自らの力によらずして外國の力によらねばならなかつたという矛盾はどう説明すべきであろうか』と、教授は如何にもそれが説明困難な問題であるかの如くに考えられる。また其の説明ができないかぎり、「日本國憲法」は「公けのおきて」にはならぬなどと首をかしげられる。だが然し、自由と平和の理念を日本の風土に育てるために、日本國民『自らの力』の強く働いていることは事實として無視されないところである。教授もまたこの點を一部分認められている。また「日本國憲法」は、日本國民の希望するところに従つて制定された「公けのおきて」であることは否定できない。ただ、この「公けのおきて」に對して、反對のものや無知のものがある、と言うのが事實である。換言すれば國民の中には反憲法意識の者もある、と言うことを意味するだけのことである。

而して私は、教授自ら進んで、この「公けのおきて」が、よく行はれるような方向に其の力を荷おうとされないのは、どういうわけであろうか、を疑う。第二に、敗戦の一結果として日本民主化のために、自主的な國民の要望に基いて『外國の力』が働いた至極當然の理法を、教授は何故辯證法的に且つ現實的に理解されないものであろうか、と思はざるを得ない。私は、これに關連して、民主主義の發展を考ふるさいに於ても、一國だけを問題とする視野では、事態の實相を把み得るものではないと言う、きまりきつた眞理を教授に想起していただきたいのである。

(三)

教授の論文の第二章は、『民主主義の思想的構造——辯證法的關係』と言う標題になつてゐる。そして教授は言う。民主主義は『複雑な構造』即ち『自由と平等という普遍的理念の辯證法的構造をもつてゐる』と。つまり教授の見解では、民主主義の辯證法的構造と言うのは、指定としての自由と、反指定としての平等と、綜合としての友愛と、言う解釋になる。而して、いちおうこの解釋は成り立つと考へてよいであらう。さらに私見を以て補足すれば、友愛（人類愛又は博愛）の理念が、民主主義の思想的乃至倫理的なバックボーンであつて、この理念なくして自由も平等も存在することを得るものではない。即ち民主主義とは究極的には友愛主義であり、かゝる意味での人間主義にほかならない、と言うことになる。換言すれば如何なる民主主義も、それぞれ程度と質とを異にしながら、然かもすべて、かくの如き論理的構造をもつて存在してゐるものである。故に、そこには『行きすぎ』と言うことはあり得ない。友愛の理念の徹底によりて民主主義は、自由の中も廣く、平等の奥ゆきも深くなるものである。それは民主主義の成長であり發展である、と言うことができる。

この意味に於て「帝國憲法」の規定による民主主義は、未發達不徹底のものであつたが、「日本國憲法」の規定にかかる民主主義は、人類的により徹底し成長しているが、然かも、もちろん未だ十分に徹底し成長しているものとは

言えない。それ故、日本國憲法の定めている民主主義が、『行きすぎている』などと言うことはできない。教授の如く勝手に主觀的に、ある綜合または調和を考えて、その觀點から『行き過ぎ』とか『偏向』とかを、『正しく指摘される』ものではない。また自由や平等が行き過ぎるものだと考えることは、自由や平等の發展の理法を理解せざるものである。要するに自由と平等と友愛とを、バラバラに引き離して考え、且つその全體としての發展の論理を看却してゐるところに、民主主義に對する教授の致命的な缺陷があるのである。

もう一度繰りかへして言えば、自由の理念も平等の理念も、それは友愛の精神の段階に相應して、それぞれの近代的憲法のきめた枠の中での限界をもつのであつて、それ自體で行き過ぎのあり得るものではない。もとより自由主義の哲學者カントは、このことを熟知している。が、カントを誤解して引用される蠟山教授には、この眞理がわかつてはいない。即ち教授は、憲法のきめている自由を必然に行き過ぎるものと考えるが、カントは自由の理念も適確に法の中にあるものとして把握している。カントの自由の哲學は辯證法に立脚しているのに對して、蠟山教授の自由の辯證法は實は辯證法ではないのである。即ち、『カントは自由の發展が辯證法的歸結をもたすことをはつきり認識していたかどうかは明らかでない』と言はれるのは、教授がカントを理解せず、また辯證法を口にされ乍ら、民主主義の辯證法的構造を理解されていないことを、自ら明らかにされているものと言わねばならない。教授が平等の理念について説いてをられるところも、すべて平等が自由の理念に必然の結びつきをもつ、と言う辯證法的構造を看却されていることを物語つているものと見るほかはない。

このこととも關連して、或る政黨が、憲法に行き過ぎや偏向を問題にしているから、即ち憲法自體に行き過ぎや偏向があるのだとする教授の説は誤つてゐる。逆に、憲法を改悪しようとする政黨には行き過ぎと偏向とがある、と見るべきだからである。『眞實の問題』は、實は最小限的には憲法それ自身の中にある。換言すれば、それは、憲法に對する逆行の中にあるのではなく、最大限的には憲法以上への發展と進歩との中にあると考えなければならぬ。

(四)

蠟山教授の論文は、更に第三章に進んで、『民主主義の混亂の原因——日本の特殊事情』を論じている。

教授は、日本は、イギリスと異り、『自由と平等の理念とは無縁の風土である』と言われるが、そうではない。封建徳川の時代にもすでに自由と平等の理念がなくはなかつた。例えば、中江藤樹の思想の中に、また佛教の思想の中に、このようなデモクラシーの思想が見られるのである。これらのものも外來の思想だと言つてしまえば、それまでであるが、外來の思想であつても、右のような形で民主主義の思想が日本に存在していたと言ふことは、民主主義が日本にとりて決して無縁のものでなかつたことを立證する。幕末から明治にかけて、西歐の立憲主義思想を大いに受容した政治家や思想家の數多く輩出したことも否定することのできない事實である。かくして明治二十二年に、「帝國憲法」が一種の民主主義の憲法として制定されていることも否定され難き現實である。従つて教授の如くに、『こゝろわずかに十年、民主主義の實驗を開始したのである』と言ふのは、明らかにこの事實に反している。それ故、『民主主義の名の下において、外國ならばいろいろの時代において經驗されたことが、あたかも梅も櫻も一緒に咲いたやうに一度に考えられねばならなかつた。ここに日本における民主主義の混亂の原因がある』と言ふような見解は許され難いのである。ただ、日本では、日本にも決して無縁でなかつた民主主義を、『十分に育てる』ことができなかったたのである。これには日本に特長的な無定見の翻譯主義が思想史的に見て一つのわざわいをなしていた、と言ふことができる。

教授は、『十九世紀的な個人主義的な自由主義』と、『修正派以前のドイツ的社會民主主義』と、『レーニン・スターリン主義が、同じ民主主義という合言葉の下に走り出した』ことが、日本に於ける民主主義の混亂の原因である、と言はれるけれども、それは民主主義の忌避に基づく錯覺にすぎない。教授の言われる如く、右の三者はそれぞれに

異なるものであるけれども、然かもこれらのものを全然別箇のものとするべきいわれはない。何となれば、これらのイデオロギーは、すべて封建的なるもの、官僚主義的なるものに對立しているものであり、かかる意味に於て、すべて民主主義であると言ふべきものだからである。これらのものを全然別箇のものとするのは、全然同じものとする事と同様に誤謬である、と言わねばならない。

要するに、日本のデモクラシーが、教授の引例されるイギリスの場合と異なるわけは、教授の考えられている右述の如きところにあるのではない。即ちそれは、明治以前から日本の岸邊を洗つていた第一の民主主義が、いちおう帝國憲法の中に結實せしにかかわらず、それ自身不完全であり、その上この不完全な民主主義も政治の實際に實現せられず、又かくの如き政治の現實を規律することができなかつたと言ふことのためにほかならない。何故そうであつたかと言へば、それには種々の原因が考えられるけれども、確かに其の大なる一つとして、國民の性格に底深く潜んでゐる封建的官僚主義と無徳義的偏知主義とを指摘しなければならぬ。かくして「帝國憲法」中の不完全な民主主義的規定でさえも行はれなかつたのである。かかる意味に於て教授の表現を以てすれば、帝國憲法もまた『公けのおきて』ではなかつたと言ふことになり、教授の提言と反對の結論が出てくることになる。然し帝國憲法は、かつての日本の『公けのおきて』であつて、この『公けのおきて』が悪き政治（反動的政治）によつて違反せられていたのである。そのことは、今日の日本の『公けのおきて』たる「日本國憲法」が、悪き政治によつて破られているのとすこしも異なるものではないのである。

教授はまた『平和主義が加わつて民主主義はいつそう混亂を來したのである』と言われる。けれども、平和主義は、共和主義・民和主義とともに、日本國憲法が設定したものであつて、日本の民主主義は、この三位一體のものとして「公けのおきて」となつてゐる。従つて、「憲法第九條の解釋適用をめぐる論争を見れば」、日本國憲法及び日本國憲法によつて法的に確立されている自由と平和主義が、この憲法に反撥する保守勢力と反動勢力によつて、如何に

混亂せしめられているか、従つてまた政治・經濟・社會に於ける國民生活が如何に混亂せしめられているか、と云うことを知ることができる。

然るに教授は、この儼然たる事實を、まともに見ようとはせず、歪めて見てをられる。このことは、教授もまた何か日本國憲法の定めている民主主義と平和主義とに反撥されているのではないかと思わせるのである。即ち教授が、平和は安全保障と矛盾するものである、と極めて單純乃至複雑に考へて、二者の折衷を策しようとして置かれているが如き論調に徴しても、これを感じることが出来る。然しながら、平和と安全保障とは、兩立し得ないものではなく、平和主義の中に完全に統一され得べきものである。否、最初から統一されているものである。言葉を變えて言うならば、憲法第九條の平和主義の規定によつて、平和と安全保障とが『辯證法的』に統一されているのである。即ち、この平和主義の憲法規範は、日本の安全保障のための規定として、且つまた日本並びに世界の平和のための規定として、それ自身、原水爆以上に強い政治力を、世界史の現段階に於て占有しているものである。然るに教授は、憲法第九條のかくの如き『辯證法的』な意味と其の現實的な政治力とを完全に看過されたのである。かくの如くにして教授は、この平和主義法規範の有する安全保障力を削減することにのみ役立ち得る保守合同を評價され、而して平和と安全保障の綜合（實は折衷）などと言う、とてつもない變な思いつきを呼號して、民主主義に似て非なる二大政黨論を展開されたのである。然し、その謬論にして且つ空論であることは明白である。

(五)

更に教授は、『政治的自由主義と社會的民主主義』（第五章）の問題を取り上げられる。教授は先づ第一に、『自由黨がその名の如く自由の主張者とすれば、これに對立するものとして少數の信奉者しかない共產黨のごとき、なんでも否定する極端なレヴェラーが出現したとしても必ずしも不思議ではない』として、自由黨が自由の主張者であるか

の如き言辭を弄されている。また共産黨が、なんでも否定する存在であるかのようにきめつけている。

然し、自由の主張者と、自由を否定するものとの對立として、この二政黨を對蹠的に考えることが、根本的にまちがいである。と言うのは、『自由黨』は、「日本國憲法の定める自由を主張するものではなく、寧ろ逆にかくの如き自由と平和とを極力忌避するが故に、この憲法の規定を改悪しよう」と企圖しているからである。また共産黨がすべてのものを否定していると言うのは、事實に反した言いばかりだと言はねばならない。現にそれは日本國憲法を擁護せざるを得ざる立場に立つて憲法の改悪に強く反對し、また憲法の定める自由を主張しているからである。

また教授は、『民主黨』を、民主主義の國家主義的修正者なりと規定されているが、この考察も同様に誤つてゐる。と言うのは、民主黨も、自由黨と同じく、現行憲法の規定する自由と平等と平和との主張者又は擁護者ではなく、舊き國家主義に立脚して、常に反動的行動を取り來つた政黨だからである。即ち其の性格は反動的保守主義であつて、通常の意味に於ての保守主義ではない。何故かと言えば、保守主義も、保守主義であるかぎりには、憲法の定める自由を尊重すべき筈のものだからである。このことは、外國殊にイギリス・スエーデン等の保守政黨と對比して見れば、明らかに了知することができる。とにかく憲法の改悪を策するが如き保守主義は、保守主義ではなくて反動的保守主義と言ふべき怪物である。即ち彼等が反動的保守主義であることは、彼等が憲法改悪と永久的政權とを目標に合同して、自由民主黨を結成するにいたつた現實が、これを證明する。それは決して『自由主義と國家主義との結合は一應成功した』ものだ、などと甘く見られるべき性質のものではない。それは新種のウルトラナショナリズムの道であつて、單なる國家主義などではない。國家主義と言へば、現行憲法こそ、自由と平等と平和とを強く保障している國家主義以外のものとは言えないからである。即ち自由民主黨が、現行憲法を改悪して自由と平和の國家主義を覆えそうと劃策している明白なる證據によつて、其の反動的保守性を立證することができる筈である。

これを要するに、憲法の規定せる自由と平和とに對立して、今日これを否定している反憲的議會政黨は、現實的に

は、ただ自由民主黨あるのみであつて、すくなくとも社會黨・勞農黨等の革新政黨は、かくの如き反憲的政黨ではない。それ故、社會主義陣營の諸政黨が、自由を否定して、平等を強調していると言ふ蠟山教授の議論は、主觀的形式的な抽象論ではあつても、生きた具體論ではない。革新政黨が、擧つて平等とともに自由と平和を強調し、日本國憲法と民主主義とを擁護せんとしている事實を、そのままに見るならば、このことは一點の疑いもないところだからである。然るに、教授が、この現實の真相と反對のことを考へてをられるのは、事物を逆様に反映する變な眼鏡を掛けてをられるからにほかならない、と解釋するほかはない。

社會黨の合同を目して、『民主主義と平和主義とに對する觀點の調整統合を必要としていた』もので、『それは、社會的民主主義の方向よりする政治的民主主義への接近にほかならない』、と言ふ教授の誤見も、すべて、この眼鏡のなせる仕業にほかならない。

(六)

最後に教授は、『日本における民主主義の方途——福祉國家』と言ふような議論を展開されている。

教授は、自民黨と社會黨との對立を、『政治的民主主義』（形式的）と『社會的民主主義』（實質的）との對立であり、また『防衛力の充實による國家安全主義』と『防衛力に重きを置かぬ國際平和主義』との對立であるとして、『もし、この理念的イデオロギーの對立をこのまま政策の對立にもちこむならば、日本の政治は極度の不安定に陥るであらう』と斷定せられている。のみならず、この不安定は政權慾によつて、煽動し易いスローガン政策に墮する側面を有している、と主張されている。然し、教授は、この對立が、實は憲法を破壊しようとする者と憲法を守ろうとする者との對立であつて、憲法を破壊しようとする者が民主主義の名に於て存在していると言ふところに、日本の政治の不安定の原因があることを感知されないのである。教授の考察が皮相的とならざるを得ない所以である。かくして

教授は、この不安定を克服するための『一段と高い程度の綜合』として、二大政黨の對立している立場と政策の相互理解と接近乃至折衷とを説教されることになる。即ち、『そこに初めて民主主義と社會主義との調整綜合が可能となる。これが二十世紀の國家たる眞實の意味における福祉國家の道なのである。そして、その國家的性格は民主主義の理念たる自由と平等の辯證法的關係の歴史的具現たりうるのである』り、英國やスエーデンはこの域にすでに達して逆轉しないであろう、と言うような見解を示されるのである。もとより、日本は英國でもなく、スエーデンでもない。またこれらの國々が、福祉國家として成功していることは事實である。然し、これらの國々はそれぞれ有する憲法に従つて漸進し決して逆行することがなかつたから、始めて今日の福祉國家に到達したのである、と言う最も大切な事實を教授は看却されているのである。従つて教授は、自由民主黨の憲法違反の政策たる再軍備政策を是認し、これを安保政策であると考へて、社會黨にこの再軍備政策を理解せよ、と説教されるのである。この説教はもちろん根本的に誤つてゐる。即ち日本國憲法が、すでに絶對的平和主義を確立している以上、英國及びスエーデンの進んで來た民主主義の道を、日本もまた歩むべしとするならば、先づ自由民主黨が憲法違反の政策を放棄することをこそ教授は主張するべきだからである。そのみではない。日本國憲法の自由と平等と平和の規定は、イギリス・スエーデンの憲法以上に『福祉國家』的民主主義の規定であることは、今更とり立てゝ言うまでもない。試みに憲法第三章の基本的人權の規定を熟讀されればよい。

必要なことは、保守黨も革新黨も、この憲法の規定を忠實に守ることに全力を盡すことであつて、このことが、『福祉國家』を實現する何よりの捷徑であると言える。『福祉國家』の目標は、かくの如く日本國憲法がすでに確立しているのである。これを實現する道は、憲法の規定を守ること以外にはないのである。保守黨と革新黨の政策のちがいは、かかる憲法的地盤の上に於ける程度のちがいでなければならぬ筈である。

すでに明らかな如く、日本の政治的不安定の原因は、教授の主張されているが如きところにあるのではなく、實は

保守黨が歴史に逆行し、アメリカのミリタリズムに迎合して、憲法に違反した再軍備政策を押し立てゝいるところにある。故に、自由民主黨が、かくの如き再軍備政策を放棄して、合憲的安保政策の旗をかかげたときに始めて日本の政治的安定と、従つて福祉國家とが實現の端緒に就くのである。色眼鏡をかけずに憲法と政治の現實を卒直に見れば、このことは何人にも明瞭に分る筈である。蠟山教授にも分らない筈はない。

然るに右に見て來た如く、蠟山教授が誤謬を侵してをられるわけは、教授が變な色眼鏡をかけてをられるところにある。従つて日本國憲法の定めている民主主義と、その辯證法的構造に對する教授の不理解、即ち要するに其の日本國憲法的不理解は、この變な色眼鏡のためである、と云うことができるであらう。